

学校における 労働安全衛生管理体制の 整備のために (改訂版)

～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～



平成 27 年 7 月

学校においても「労働安全衛生法」に基づき 労働安全衛生管理体制の整備が求められています!

学校における
労働安全衛生
管理体制の整備



教職員が教育活動
に専念できる適切
な労働環境の確保



学校教育全体
の質の向上

1. 学校において求められる労働安全衛生管理体制

教職員 50 人以上の学校

学校の設置者

衛生委員会

産業医 ※1

衛生管理者

教職員 10～49人の学校

学校の設置者

衛生推進者

(1) 教職員 50 人以上の学校で選任・設置を要するもの

衛生管理者：衛生に係る技術的事項を管理する者

(衛生管理者免許取得者、「保健体育」の中学・高校教諭、養護教諭等から選任)

- ・ 少なくとも週 1 回学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは所要の措置を講ずる。
- ・ 上記の措置等について、月 1 回の衛生委員会で報告する。
- ・ 健康診断等の結果を踏まえ、心身両面にわたる健康指導を実施するなど、教職員の健康管理を行う。
- ・ 問題等が発生した場合は、産業医等との意見交換を行う。



産業医：教職員の健康管理等を行う者

(厚生労働大臣が定める研修を修了した者等から選任)

- ・健康診断等を通じて、教職員の健康管理を行うとともに、少なくとも月1回学校を巡回し、教職員の勤務実態、学校の衛生状態等の点検を行い、問題があるときは、所要の措置を講ずる。

※1 全ての学校に必置となっている学校医に加えて、選任が必要。
(学校医と産業医を兼任することも可能であるが、厚生労働大臣が定める研修を修了する等の条件がある。)



衛生委員会：衛生に関する重要事項について調査審議する機関

(校長、衛生管理者、産業医等で構成)

- ・以下の事項等について調査審議を行う。
 - ①勤務中の事故等に関する原因調査・防止対策と勤務環境管理
 - ②健康診断等の結果に基づいた教職員の健康管理
 - ③教職員に対する安全衛生教育についての計画の策定
 - ④長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止対策



(2) 教職員 10～49 人の学校で選任を要するもの

衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者

(業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者から選任)

- ・学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは、所要の措置を講ずる。



(3) ストレスチェック制度の創設

平成27年12月1日より、ストレスチェックが義務付けられます！

- ・医師等による教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を年に1度実施することを学校の設置者に義務付ける。
(教職員数 50 人未満の学校では当分の間努力義務)
- ・ストレスチェックの結果、高ストレスであり医師による面接指導が必要と判断された教職員から申出があった場合には、学校の設置者は、医師による面接指導を実施しなければならない。
- ・その結果、学校の設置者は医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮等適切な就業上の措置を講じなければならない。
※2 学校においては、産業医・学校医を活用することが効率的。

(4) 学校における面接指導体制の整備

- ・すべての学校において、医師による面接指導を実施することができる体制を整備することが求められている。
- ・以下の2つの場合、教職員の申出を受けて、遅滞なく医師による面接指導を行う必要がある
 - ①週40時間を超える労働が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる場合
 - ②ストレスチェックの結果、高ストレスであり医師による面接指導が必要と判断された場合
- ・上記に該当しない教職員でも、健康への配慮が必要な者については面接指導等を行うよう努める必要がある。

2. 学校における労働安全衛生管理体制の改善方策

体制整備が進まない 主な要因

関係法令等の
認識不足

有資格者の不在

財政的な事情

改善方策 の例

現場の意識改革

教育委員会や管理職
のリーダーシップ

既存の人材・組織
の有効活用

(既存の人材・組織の有効活用例)

衛生管理者

既に資格を有している者（保健体育教諭、養護教諭等）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能（※3）

衛生推進者

既に資格を有している者（保健体育教諭、養護教諭等）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能（※3）

産業医

学校医と産業医では職務内容が重複する部分もあるため、学校医の中から選任することにより、比較的簡単に体制の整備が可能（※3）

衛生委員会

必要な委員を確保した上で、学校保健委員会等の既存の委員会と併用をすることにより、比較的簡単に体制の整備が可能

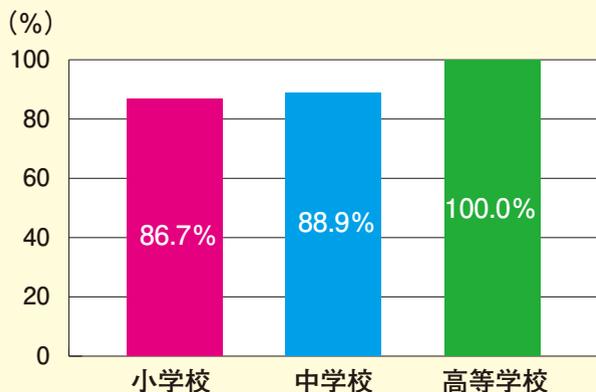
※3 このことは、衛生管理者等を特定の職種の職員に限定するものではありません。

労働安全衛生管理の推進のためには体制整備後の実践も重要
職場全体で協力し、適切な労働環境の確保を！

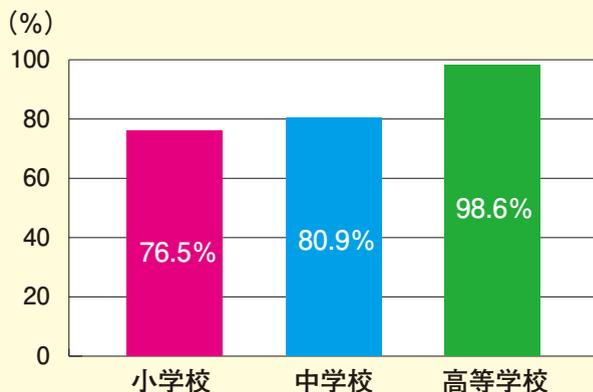
3. 公立学校における労働安全衛生管理体制の整備状況

※ 平成26年5月1日現在（文部科学省調べ）

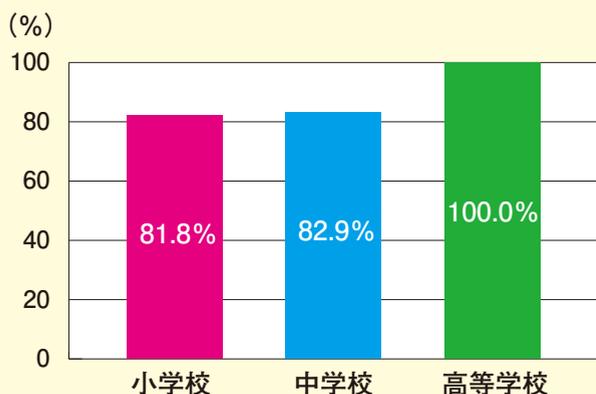
衛生管理者の選任率



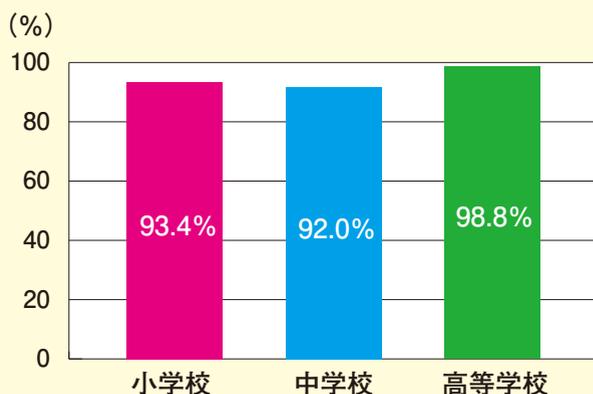
産業医の選任率



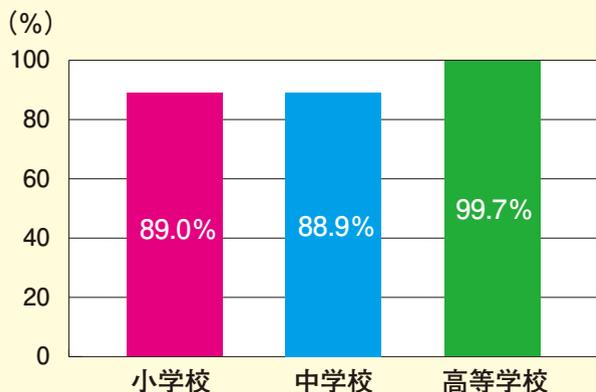
衛生委員会の設置率



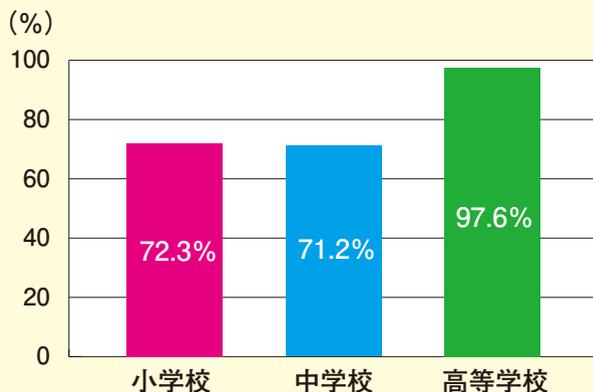
衛生推進者の選任率



面接指導体制の整備状況（50人以上）



面接指導体制の整備状況（50人未満）



特に小学校・中学校における整備率が低い水準
市町村教育委員会をはじめとして早急な対応が必要！



学校における労働安全衛生管理体制 の整備のために

～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～

(連絡先) 文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話 03-5253-4111 (内線 4950)